

指定管理者の指定について

1. 管理を行わせる施設

- (1) 名称 品川区立ぷりすくーる西五反田
- (2) 所在地 品川区西五反田三丁目9番9号

2. 指定管理者候補者

- (1) 名称 社会福祉法人福栄会
- (2) 所在地 品川区東品川三丁目1番8号
- (3) 代表者 野村 寛

3. 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間
現指定管理者からの変更のため、現指定管理者の残存指定期間とする。

4. 候補者の選定

現指定管理者である特定非営利法人子育て品川が平成16年から培ってきた保育理念、運営にあたっての知識・技能や、幼保連携など先進的な取り組みについて継続していくため、子育て品川と福栄会の間で、引継ぎおよび現在勤務している保育士等の雇用継続について確認した基本合意書が交わされている。

「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、運営者に連続性が要求されることから、公募によらず特定の事業者を指定管理者候補者として選定を行うこととし、選定委員会に付議した。

5. 審査の経緯

(1) 選定の経過

令和2年8月25日 社会福祉法人福栄会より指定管理者指定申請書を受理

令和2年9月 3日 指定管理者候補者選定委員会を開催し、指定管理者候補者を選定

(2) 指定管理者候補者選定委員会の構成

- ・委員長 企画部長
- ・委員 有識者2名
福祉部長
企画調整課長

子ども未来部長 (所管部長)
保育施設調整担当課長 (所管課長) 計7名

6. 選定基準

- (1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
- (2) 適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること。
- (4) 設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

7. 指定管理者候補者として選定した理由

- (1) ぷりすくーる西五反田の教育及び保育に関する全体的な計画に基づき、0歳児から5歳児まで年齢発達の特性を考慮した環境で学びが行えるよう提案がなされたこと。
- (2) 防災避難訓練の実施や、ヒヤリハット事例の検証、事故発生時の報告、再発防止への取り組みおよび緊急時体制の整備などの提案がなされたこと。
- (3) 業務遂行の基本的能力となる経営基盤は、公認会計士による事業者経営分析を踏まえて、経営に支障がなく良好であると判断したこと。
- (4) 保育所および幼稚園の相互の特色を生かした保育および教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図るとともに、設置目的を理解し達成するための事業計画書(案)が提出されたこと。
- (5) これまで16年間にわたり培ってきた乳幼児教育における質の高い保育・教育実績の提供について引き続き安定的に提供できる提案がなされていること。

8. 今後のスケジュール

指定管理者の指定議案議決後、指定管理者指定決定通知書を送付し、管理運営に関する協議を行い、協定書を締結する。